

# 白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

学校教育法、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

## 2 改正の概要

- (1) 第4条、第6条、第7条、第8条、第13条、第20条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条関係

子ども子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られることに伴い、同法第19条は1項のみの条となることから、改正を行うものである。

- (2) 第15条関係

学校教育法中、第25条について、項の新設が行われたことに伴い、改正を行うものである。

- (3) 第26条関係

懲戒権に関する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条を削除するものである。

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。